令和７年５月　　日

保護者の皆様へ

京都市立久世中学校
校　長　乙幡　良治

地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市域において震度５弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

１　登校前に発生した場合

（１）　京都市域に震度５弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※　学校所在の南区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度５弱以上を観測した場合の措置です。

※　下校後、深夜０時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜０時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※　休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（ホームページ／すぐーる配信）により、授業等を実施する旨を連絡します。

（２）臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

２　在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校・幼稚園に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

３　家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。